

保 険 料 計 算 書

(組合名

)

(

年)

科 目	金 額		
	決済用貯金	一般貯金等	合 計
I 貯 金 等			千円
1 貯金			
2 定期積金	—		
3 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託	—		
4 農林債	—		
II 除かれる貯金等			千円
1 外貨貯金	—		
2 譲渡性貯金	—		
3 特別国際金融取引勘定において経理された貯金	—		
4 日本銀行、農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金等			
5 農林債(募集債又は保護預り契約が終了したもの)	—		
6 農水産業協同組合貯金保険機構からの貯金等			
7 無記名貯金等			
8 振替貸付信託受益権等	—		
III 基準貯金等(I - II)			千円
IV 法第69条の2第2項の規定により決済用貯金とみなされる一般貯金等	千円	千円	—
V 特定決済債務		—	千円
VI 基準決済用貯金(III + IV + V) 基準一般貯金等(III - IV)			千円
VII 保険料 (VI × 保険料率)	(決済用貯金に係る 保険料率 %)	(一般貯金等に係る 保険料率 %)	円

(備考)

- I の1 から4 までは、法第2条第2項第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
- II の1 は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。II の2 及び3 は令第6条第1号及び第2号に、II の4 は同条第3号及び第4号並びに令第6条の2第3号及び第4号に、II の5 は令第6条第5号に、II の6 及び7 は同条第6号及び第7号並びに令第6条の2第5号及び第6号に、II の8 は令第6条第8号に掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、II の1 又は4 に該当する貯金で特別国際金融取引勘定において経理された貯金については、II の3 に計上し、II の1 又は4 には計上しないこととする。また、II の4 (特別国際金融取引勘定において経理された貯金を除く。) に該当する貯金で外貨貯金の性質を有するものは、II の1 に計上し、II の4 には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等については、II の4 には含まれない。
- I 及びII の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であってもI からII を差し引いた計数がIII に合致するよう調整して記載することとする。
- IV に該当する金額を決済用貯金及び一般貯金等の両方の欄に記載することとする。
- IV 及びV の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であっても基準決済用貯金についてはIII にIV を足した上V を足した計数及び基準一般貯金等についてはIII からIV を差し引いた計数がそれぞれVI に合致するよう調整して記載することとする。
- V の特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用貯金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用貯金の欄に記載することとする。
- VII の決済用貯金に係る保険料率及び一般貯金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。
- 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____